



平成 26 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 テクノクオーツ株 式 会 社
代 表 者 取 締 役 社 長 根 生 辰 男
(JASDAQ コード番号 5217)
問 い 合 せ 先 取 締 役 小 野 文 男
管 理 本 部 長
(TEL03-5354-8171)
当 社 の 親 会 社 ジーエルサイエンス株式会社
代 表 者 取 締 役 社 長 外 丸 勝 彦
(東証第2部 コード番号 7705)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 27 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、来る 6 月 19 日開催予定の第 39 回定時株主総会に付議する予定の「定款一部変更の件」について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 補欠役員の予選に関する条文「定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる」(会 329③)とされていることから、社外取締役が欠けた場合に備えて予め補欠の社外取締役を選任できるように、第 19 条第 2 項を新設するものであります。
- (2) 補欠取締役の選任決議の効力について、第 20 条第 4 項を新設するものであります。
- (3) 取締役として有用な人材を確保するため、今般の会社法改正を受け、社外取締役に限らず業務執行取締役等を除く取締役と責任限定契約の締結ができるよう、第 26 条の内容を変更するものであります。なお、この規定の変更を本株主総会に付議することについては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 監査役として有用な人材を確保するため、今般の会社法改正を受け、社外監査役に限らず監査役と責任限定契約の締結ができるよう、第 34 条の内容を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 19 日
平成 26 年 6 月 19 日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します)

現行定款	定款変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当会社の社外取締役は、1名以上とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略) (新設)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 補欠取締役の予選の効力は、決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
第21条～第25条 (条文省略)	第21条～第25条 (現行どおり)
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等を除く)</u>との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第27条～第33条 (条文省略)	第27条～第33条 (現行どおり)
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
第35条～第41条 (条文省略)	第35条～第41条 (現行どおり)